

# 税理士事務所で

## 電話による税務相談を行います。

ご希望の方は、下記受付方法によりお電話にてご相談ください。

なお、原則として確定申告書の作成は行っておりません。

- 実施日■ 令和4年2月1日（火）～ 令和4年2月15日（火）  
【※但し2月1日は当会特別研修のため、土・日・祝日は事務局休業のため除く】
- 対象者■ (1) 年金受給者の方  
(2) 給与所得者で医療費控除を受ける方  
(3) 年の途中で就職・退職・年末調整の済んでいない方 など  
※上記の方でも株・不動産等の譲渡がある方、不動産賃貸等の事業を営む方は対象外となります。  
上記の所得等に関する相談のみお受けいたします。
- 受付時間■ <午前> 9時30分～正午  
<午後> 1時00分～4時00分
- 受付方法■ お近くの税理士事務所へお電話にてご相談ください。  
※税理士事務所により担当する日にちが異なりますので、まずは下記問い合わせ先までご連絡ください。  
※ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- 問い合わせ先■ 関東信越税理士会 上尾支部  
☎ 048 (776) 8777 【※2月1日、土・日・祝日を除く】

### にせ税理士にご注意ください！

税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士又は税理士法人以外の者が行うことはできません。<sup>(注)</sup>  
ところが、毎年、税理士でない“無資格者”によって、不適正な申告が行われるなど、多くの方々が被害を受けています。わたしたち税理士は「税理士証票」を携行し、「バッジ（税理士会員章）」を着けています。  
また、税理士は、必ず税理士会に所属し、日本税理士会連合会に備える名簿に登録されています。

税理士をお探しの場合は、日本税理士会連合会が管理・運営する税理士情報検索サイト【<https://www.zeirishikensaku.jp/>】をご活用ください。

なお、インターネット上に存在する種々の税理士紹介サイトは日本税理士会連合会とは一切関係がありませんので、ご注意ください。



「税理士会員章」

(注) 弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を經由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。